

IIPS Quarterly

Institute for International Policy Studies

Contents

Volume 6 Number 4

● 卷頭論文

「2025年問題を考える 第1回「人口変化と2025年問題」」小峰隆夫

● 政策研究

「米国の海洋戦略と「日米防衛協力のための指針」」松崎みゆき

「20世紀の、そして戦後70年の日中関係

—21世紀構想懇談会報告書の三つの時間軸—」川島 真

「不安の高まる中国経済の現状と展望」北浦修敏

「イノベーションの法則と戦略(続)」雨宮寛二

● 研究所ニュース

WTOフォーラム参加報告

安保法案成立後

世界平和研究所理事長 佐藤 謙

当面の国会最大テーマであった安保法案が成立した。とかく、これで一段落と受けとめられがちだが、大事なのはこれからである。

安保政策は、国政の中でも特に、国民の理解と共感が必要な分野であり、本法制については、今後にわいても、その本来の意義への国民の理解がより深まるよう、引き続き留意していく必要がある。

また、この法制を活かすには、それに相応しい防衛力の整備と的確な運用を確保する体制の確立が不可欠であるとともに、米国との平素からの情報共有と緊密な意思疎通のためのメカニズムが前提になることを忘れてはならない。

そして、本法制を基盤に、日米同盟強化の具体化を急ぐことは素より、国際社会に対し、我が国が目指す世界像と今回の法制整備への理解を広め、各国との安保協力のネットワークの拡大と協力内容の深化や国際社会の安定化へのより積極的な取り組みなどに着実に結びつけていくことが必要である。

更に、東アジアの紛争の最前線になっている海洋の安全保障については、今後、国際法遵守のための多国間協力枠組みも重要になると考えられる。当研究所としては、本年1月、「アジア海洋安全保障協力機構(AMOSC)」(仮称)の構想を提案したところであるが、本年12月にも、海洋安全保障に関する国際会議を開催したいと考えている。

安保法案の国会での与野党対立の一方、我が国の少子高齢化問題は、いよいよ、待ったなしになってきている。団塊の世代が後期高齢者となる2025年も目前で、その経済的、社会的影響の分析と対応も急務である。

当研究所では、我が国と世界の重要な課題について、幅広い観点から、調査研究に取り組んでおり、今後とも、皆様のご理解とご協力をお願い致します。



卷頭論文

2025年問題を考える 第1回 「人口変化と 2025年問題」

常任研究顧問

小峰 隆夫

世界平和研究所では、私が座長となって「2025年問題研究会」をスタートさせた。本連載では、この研究会の成果を順次紹介していくことにしたい。今回は、人口変化と2025年問題の関係を総論的に述べてみたい。

■確かな未来の確かな課題

私は常に、人口変化は「確かな未来における確かな課題だ」と言い続けている。それはこういうことである。

我々は誰もが将来のことを知りたいと思っている。将来のことを知って、起こり得る問題に備えたいからだ。ところが、将来のことは分からぬのが普通だ。例えば、20年前の人が、現在の経済や社会の状態をどの程度予想できたかを考えてみればいい。インターネットが発達し、リーマンショックがあり、東日本大震

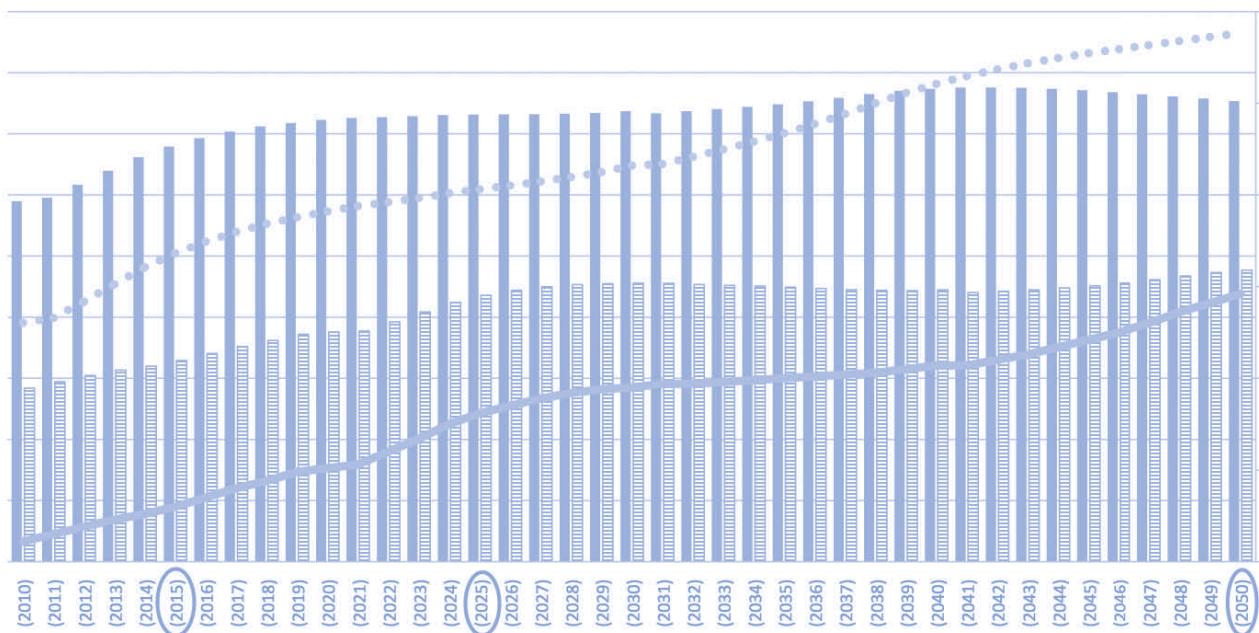
災があった。どれも予想できないことばかりである。

ところが将来を比較的正確に予測できるものがある。それが人口の変化である。人口の将来について、唯一不確実なのは出生率(または出生数)だから、ここさえ一定の仮定を置けば、将来の日本の人口構成をほぼ正確に予測することができる。もちろん、出生率の仮定についてもかなりの不確実性があり、今後は、外国人の流入という新たな不規則変動要因が大きく影響するかもしれない。それでも他の予測に比べて不確実性は圧倒的に小さい。したがって、人口予測が描き出す将来の姿は「確かな未来」だと言える。

そして、その日本のこれから的人口変化を展望してみると、その姿は大きく変化し、それが経済社会に大きな影響を及ぼすはずだということが分かってくる。本連載でも順次示すことになるだろうが、人口の変化はこれからの経済成長、社会保障、地域、政治的意意思決定など多くの分野に多大な影響を及ぼすことになる。人口変化がもたらす多くの課題は「確かな未来」における「確かな課題」なのである。

しかしよく考えてみると、このように「確かな課題」が分かっているというのは、あまり褒められたことではない。確かな課題が示されているのに、それが依然として「課題である」と認識されているということは、その課題を解決するための有効な取り組みが行われていないことを示しているからだ。課題が分からないのであれば、問題が放置されてもやむを得ない。しかし、分かっているのに対応していないというのは残念でもあり、かなり深刻な問題でもある。

日本のこれから的人口変化を展望してみると、2025年以降、一段と大きな変化が生ずることが分かっており、その変化から多くの課題が浮き上がってくることも分かる。2025年はもはやすぐそこに来てい



るのだから、この「確かな未来における確かな課題」である2025年問題にも、今から具体的な方策を講じていくべきなのである。

■数で見た後期高齢化の進展

ではなぜ2025年なのか。その最大の理由は、この頃から人口変化がやや異次元の領域に入るからである。例えば、次のようなことが考えられる。

一つは、2025年前後から「数でみた後期高齢化」が一段と進行することだ。

ここで二つの区分が重要となる。その一つは「高齢者（65歳以上層）」と「後期高齢者（75歳以上層）」の区分であり、もう一つは「率で見た高齢化」と「数でみた高齢化」の区分である。以下では、高齢者を対象としたものを「高齢化」、後期高齢者を対象としたものを「後期高齢化」と呼ぶことにしよう。

普通「高齢化」という場合は、高齢者の全人口に占める比率を指す場合が多い。これは「高齢者を率で見る」見方である。具体的には、2012年の国立社会保障・人口問題研究所の出生率・死亡率中位の推計（以下同じ）によると、高齢化率は2015年の26.8%から、2025年30.3%、2050年38.8%へと一貫して上昇する。

しかし、これを数でみるとかなり印象が違ってくる。高齢者の数は、2015年の3394万人から、2025年3657万人と増えていくのだが、2042年の3878万人をピークとして、その後は減っていく。2050年の高齢者数は3768万人で、これは2036年ころのレベルと同じだから、「数でみた高齢化」は次第に後退して元に戻ってくるのである。

同じことを後期高齢化について見てみよう。率で見た後期高齢化は、2015年の13.0%から2025年には一気に跳ね上がって18.1%となり、その後徐々に上昇を続けた後、2050年には再び24.6%に跳ね上がる。これは、2025年前後に、終戦直後に生まれた人口の大きな塊（いわゆる団塊の世代）が一齊に後期高齢者となり、2050年前後に再び団塊の世代の子供たち（いわゆる団塊ジュニア）が後期高齢者となるからだ。

この変化は「数で見た後期高齢化」を見ることによってより明瞭となる。後期高齢者の数は、2015年の1646万人から、2025年2179万人と増加した後、一旦減少して2050年2385万人へと再び増加する。最初のピークは2030年の2278万人である。増加ペースという点では、2022～24年は年間80万人もの増加となる。つまり、75歳以上の後期高齢者は、2025年前後から急増し、高水準を維持した後、2031年頃から減少する。この「後期高齢者の塊」が2025年問題を引き起こすことになる。

■担い手との関係で見た人口バランスの変化

「2025年問題」を引き起こすもう一つの人口変化は、担い手との関係で見た時の人口バランスが変化することである。

後期高齢者の絶対数が増えると社会全体の医療・サービス需要が増加し、年金の支払いも大幅に増える。すると、こうした医療・介護サービスを担い、そのコストを支払い、年金を負担する側はどうなるのかという大問題が生ずる。特に、日本の社会保障制度は、基本的には現役世代が負担して、引退世代に給付するという「賦課方式」であるから、担い手の問題はさらに深刻である。

簡単化のため、20～64歳層が担い手になる人口層だとし、以下これを「担い手層」と呼ぶことにしよう。少子化の傾向は当分続くとすれば、担い手層の数も減っていく。前述の人口見通しによると、担い手層人口は、2015年の7089万人から、2025年には6559万人、2050年には4643万人へと減少していく。

こうして「担われる層」である後期高齢者は2025年前後から急増し、「担う層」は減少が続くから、「担う層」と「担われる層」のバランスが変化する。その度合いを見るために、担われる層の数を担う層の数で割った数字を「担い手比率」と呼ぼう。担い手比率が上がるほど、担い手の負担は重くなる。この比率は、2015年には23.2だったのだが、2025年前後に上昇し2025年に33.2となる。この比率はその後も上昇を続け、2050年は51.4にまで高まる。

前述のように、後期高齢者数は団塊の世代が通り過ぎると一旦減少するから、担い手比率も同じように推移するだろうと思いたくなるが、そうはならない。担い手比率の分子（担われるは後期高齢者の数）は一旦減るのだが、分母（担う層の数）が減り続けるため、比率としては上昇し続けるからである。

■2025年問題の諸相

こうした人口変化に基づいて、2025年前後から多くの経済・社会的諸課題が現れることになるだろう。我々の研究会では、今後こうした諸課題について取り上げていきたいと考えているが、予想される課題としては次のようなことが考えられる。

第1は、介護問題である。数で見た後期高齢化が進展すると、2025年頃から要介護者が激増するはずだ。これにより、我々は介護のために相当の資源を振り向けなければならなくなるだろう。

また、前述の担い手比率の上昇は、担い手である勤労者層の負担が格段に重くなることを意味する。それは、介護離職問題、介護士不足問題などとなって顕在化することになるだろう。

第2は、社会保障制度、財政問題である。社会保障分野は、現在でもすでに最大の財政赤字拡大要因となっており、社会保障料の上昇を通じて勤労者層の負担も高まっている。「数で見た後期高齢化」の進展により、社会保障給付は2025年前後から一気に高まるから、放置していると、財政赤字増加圧力、保険料の上昇圧力はさらに高まる。そうなれば、国民の不満も高まり、社会保障制度の維持可能性が強く問われることになるだろう。

財政再建についても、現時点では2020年度までにプライマリバランス黒字化という目標が議論の中心となっているが、上記のような社会保障給付の増加を考えると、もっと困難な障壁が2025年前後に控えていると考えるべきだろう。

第3は、地域問題だ。前述の「数で見た後期高齢化」の動きを地域別に展望すると、2025年前後に後期高齢者の数が増えるのは、東京、大阪、名古屋などの大都市圏であることが分かる。つまり、2025年問題は大都市問題なのだ。

前述の担い手とのアンバランス問題も、大都市圏において集中的に現われるだろう。既に、自治体の枠組みを超えた介護施設の整備、高齢者の移住促進といった政策が始まっているが、今のうちに広域的な視野で対応を考えておく必要がある。

第4に、格差・貧困などの社会問題も質的に変わってくるかもしれない。どの国でも高齢層の方が若年層よりも格差が大きいものだが、日本の場合は高齢者間の格差が特に大きい。ということは、2025年前後から貧困高齢者が増えるということもある。

また、バブル崩壊後の就職氷河期に正社員となれず、パート、フリーターになった人々の塊が、次第に中年になりつつあり、2025年以降、高齢者の仲間入りをしてくる。これが生活保護の急増を招くのではないかと懸念されている。

第5は、家計の消費・貯蓄行動、企業活動、働き方などの変化だ。消費・貯蓄については、2025年頃までは、元気で資産もある前期高齢者が消費をリードするだろうし、シルバーマーケットの拡大の中から新しい需要分野が開発されていくだろう。しかし、2025年前後から後期高齢者が増えると、むしろ受け身の医療・介護、一人暮らしの高齢者支援などのためのサービスが増えしていくことになるだろう。

企業においても、2025年頃には団塊ジュニア世代が50台になり、賃金体系を放置しておくと再び賃金コストが上昇する可能性がある。また、今後は、長時間労働の是正、女性・外国人・高齢者などを含めた多様な働き手を活かした働き方が工夫されることになるだろう。

最後に、国際貢献という視点も重要である。これから検討しようとしている2025年問題への取り組みは、要するに少子・高齢社会における社会保障、経済成長、格差・貧困などの問題が先鋭的に現われるということである。既に少子化が始まっているアジアの国々は、やがて必然的に日本が直面する問題にタイマラグを伴って直面することになる。その意味で、アジアの国々に人口先進国としてのお手本を示すことができるかが問われている。その意味で、2025年問題の検討は国際貢献の一環としても位置付けられることになる。

検討していくとまだまだ問題点は出てきそうである。順次研究を進めて行きたい。

政策研究

米国の海洋戦略と 「日米防衛協力のための指針」

主任研究員

松崎みゆき

2015年4月、新たな「日米防衛協力のための指針」(以下、「新指針」)が策定された。「指針」は法的拘束力を持たないため、実効性の確保には国内法整備が必要とされるが、同年9月に安全保障関連法が成立し、新「指針」と安全保障法制との整合性が図られた。新「指針」をめぐっては、既に広く議論されているところではあるが、本稿はこれまで着目されてこなかった米国の海洋戦略との関連から、新「指針」について述べるものである。なお、軍種レベルでの最新の海洋戦略が2015年3月に公表されていることから、米国防関連組織において、同海洋戦略と「指針」改訂に係る検討作業は、同時期に実施されていたと推測できる。

■米国の新たな海洋戦略

2015年3月、米国は海洋戦略「21世紀の海軍力のための協力戦略」(以下、「2015海洋戦略」)を8年ぶりに更新した。同海洋戦略は海軍、海兵隊、沿岸警備隊の連名で発出されており、各軍種レベルでの「戦略」にあたる。米国の安全保障戦略体系において、それぞれ大統領、国防長官、統合参謀本部議長が策定する「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「4年毎の国防計画の見直し(QDR)」、そして「国家軍事戦略」の下位に位置づけられる。

「2015海洋戦略」を含め、これまで米海軍が発出した主な戦略関連文書には「海軍の任務」が規定されており、各文書で定められた「海軍の任務」は、それぞれの文書の特徴を端的に表している。「2015海洋戦略」は、「海洋軍種の必須任務」として、「全領域アクセス(all domain access)」、「抑止」、「制海」、「戦力投射」、「海上安全保障」の5つを掲げ、そのうち後者4つを「歴史的な必須任務」と記述した。実際には、冷戦後の主な文書で一貫して「任務」とされてきたものは、「抑止」、「制海」、「戦力投射」、「前方プレゼンス」の4つであり、「海洋安全保障」は前回の「2007海洋

戦略」で初めて加えられた。

「全領域アクセス」は、冷戦期及び冷戦後を通じて初めて海洋戦略に明記された任務であり、「全領域アクセス」を任務としたことは、「2015海洋戦略」の重要な特色であると言えよう。「全領域アクセス」とは、海、空、陸、宇宙、サイバー、電磁空間に軍事力を投射し、行動の自由を確保することであり、「国際公共財へのアクセスが絶対的に必要なため」新たに導入されたと説明されている。なお、「2015海洋戦略」では、従来一貫して任務とされてきた「前方プレゼンス」が削除されているが、「前方プレゼンス」とは平時から有事を通じて海洋戦力を前方に展開させることであり、「全領域アクセス」に包含されると考えられよう。

「2015海洋戦略」が「主要な原則」とみなすものは、第1に海軍の前方プレゼンス、第2に同盟国・提携国との連携であり、2つの原則は密接に関係している。海洋戦力を前方に展開させる「前方プレゼンス」には、米本土等に所在する母港・母基地からの移動に要するコストが生じる。そのコスト低減とプレゼンス増大という目的を両立するため、「2015海洋戦略」では、海外における部隊の前方拠点を増加させる方針が打ち出された。海外拠点の増強を始めとする、プレゼンスの効果的な発揮は、第2の原則である同盟国・提携国との連携なくして実現は難しい。そのため「2015海洋戦略」は、同盟国・提携国との安全保障協力の深化により、世界規模での海軍ネットワークを推進するとしている。これら前方展開部隊の有効運用には、同盟国・提携国との相互運用性の改善に加え、それらの国々自身の能力向上が必須となる。

■米国の海洋戦略から見た

「日米防衛協力のための指針」

「2015海洋戦略」を踏まえると、新「指針」は以下の点で重要な意味を持つ。

第1に、日本に対する武力攻撃が発生した場合、自衛隊及び米軍が「領域横断的」な共同作戦を実施することが新たに定められた。英文では“cross-domain operations”と表記される「領域横断的作戦」は、近年の米作戦構想を象徴する単語と言える。

2015年に“Joint Concept for Access and Maneuver in the Global Commons (JAM-GC)”へと名称を変更したエアシー・バトル(ASB)、は、A2/AD(接近阻止・領域拒否)環境下、国際公共財へのアクセスを維持し、行動の自由を確保するための構想である。そして、同構想は単に統合作戦を実施するのではなく、海、空、陸、宇宙、サイバー空間すべての領域を横断する(across all domains)ことにより、作戦上の利点を増大させようとしている。さらに、同構想の中心概念である「ネットワーク化され、統合化された、縦深攻撃作戦(networked, integrated, and attack-in-depth

operations)」には海、空、陸、宇宙、サイバー空間すべての領域を横断する作戦(cross-domain operations)が必要とされた。

「2015海洋戦略」で、「全領域アクセス(all domain access)」という新たな概念が加えられたことと考え合わせると、新「指針」において「領域横断的作戦」を日米共同で実施すると明記したことは、自衛隊が米軍の主要な作戦構想の一端を担うことを意味すると思われる。なお米海軍は、JAM-GCへの発展にあたり、国際公共財における味方のアクセスと自由な行動を確保するため、同盟国・提携国との統合及び相互運用性の重要性が増大すると述べている。米国の「2015国家軍事戦略」において、日本等の国名を挙げたうえで、能力の高いパートナーとの共同訓練では「競合的な環境下でアクセスを確保する能力」を重視すると述べられていることからも、日本への期待が高いことがうかがえよう。

第2に、新「指針」には「宇宙及びサイバー空間に関する協力」が加わり、両空間の利用を確実にするための協力が規定された。「全領域アクセス」を主要任務に掲げる中、米軍が両空間を重視していることは指摘するまでもない。今後、米国が国際公共財として重視する宇宙・サイバー空間の安定的利用に関しても、日米の防衛協力がより一層進むことになる。

第3に、最近の国際情勢を踏まえると、日米にとって大きな課題となっている「海洋安全保障」分野における協力が新「指針」に加えられた。前「指針」では、「海洋安全保障」に係る記述は見られなかったが、新「指針」では「平時」には海洋秩序の維持のため、「日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処」としては、海洋安全保障強化を目的に、日米が緊密に協力することが定められている。またアジア太平洋地域及びグローバルな平和と安全のための協力としても、海洋安全保障が含まれているが、特に同地域での能力構築支援、情報収集、警戒監視及び偵察などにあたって、日米協力の意義は大きい。

最後に、「地理的に定めることはできない」とされる「日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態」への日米同盟による対処が明記されるなど、新「指針」では自衛隊の活動範囲が地理的に拡大した。それとともに、日本が武力攻撃を受けるに至っていないときであっても、「日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し」た際は、一定の要件のもとに、自衛隊が「武力の行使を伴う適切な作戦を実施する」と規定されるなど、日米同盟の機能としての強化も図られた。これら自衛隊の役割の変化は、米軍にとっては、世界規模での運用における柔軟性増大を意味し、米軍のプレゼンス強化を可能とする。このように、新「指針」は米国の海洋戦略との関連においても、重要な「更新」を伴う改訂となつた。

(本稿に示された見解は執筆者個人のものであり、所属組織の見解を示すものではありません。)

政策研究

20世紀の、そして 戦後70年の日中関係

—21世紀構想懇談会報告書の三つの時間軸—

上席研究員

川島 真

■21世紀構想懇談会報告書の「三つの時間軸」

2015年8月14日に公開された安倍談話は内外から注目された。この談話は内容的に四つの構成要素から成る。第一に村山談話などの歴代総理の談話。これは談話の基礎部分をなしている。第二に、総理がこの一年に各地でおこなってきたスピーチの内容。英文での単語の用い方などに顕著にその影響が見られる。第三に、21世紀構想懇談会の報告書の内容。1931年の満洲事変を日本近代の転換点とした点などにそれが見られる。第四に、談話作成に際して新たに加えられた点。安保関連法案の国会審議が9月末まで延長され、国会会期中の談話発表となったこともあり、さまざまな配慮が談話に盛り込まれたことや、謝罪を次の世代に引き継ぐか否かといった問題など、新たに書き加えられた点も少なくない。

筆者が委員として加わった21世紀構想懇談会が組織されたのは2015年2月であった。この懇談会は安倍談話を執筆するのではなく、その談話の作成の参考のための報告書を総理に提出することが求められていた（海外ではこの点が誤解されている）。そこで与えられていた課題は、20世紀の100年をいかに振り返るのかという戦前を踏まえた歴史であり、また戦後70年であり、そして21世紀の現在から未来という三つの時間軸であった。この時間軸については懇談会での議論の結果決められたのではなく、あくまでも政府から与えられた課題であるが、この時間設定が報告書や談話の一つの要であると思われる。

しかしながら、構想懇談会報告書にせよ、談話にせよ、社会からの目線はこうした時間軸とは大きく異なっていた。典型的なメディアによる“アジェンダ・セッティング”がなされたからであろう。それは、村山談話のキーワードとされた「侵略」「植民地支配」

「（痛切な）反省」「お詫び」という四つの言葉が含まれるか否かという点である。これらは、村山談話、小泉談話のキーワードであり、重要でないとは決して言わない。だが、少なくとも報告書の作成にあたっての課題はこの四つの言葉の扱いではなかった。ただし、懇談会での議論が進む中で、メディアの関心が四つの言葉に集中しただけでなく、安保法制の問題で様々な政治運動が巻き起こる中で、懇談会でも「侵略」をめぐって活発な議論がおこなわれたこと、1931年の満洲事変を近代史の転換点とするか否かという点で活発な議論が戦わされたことも確かである^{*1}。そうした意味で、最終的な報告書での「三つの時間軸」がわかりにくくなつた面もある。そこで本稿ではあらためてこの時間軸について、日中関係に即して述べてみたいと思う。

■「20世紀の100年」という時間軸

まず、戦前も含めた20世紀という時間軸をとりあげたい。戦後七十年に対して、戦前と戦後を分けない20世紀という枠が設けられたのには理由があるのだろう。容易に思いつくのは、1995年の村山談話および2005年の小泉談話に示された歴史観への問題提起である。それは戦前と戦後の断絶である。村山談話や小泉談話には、戦前と戦後を切り離し、日本近代全体を否定的にとらえつつ、戦後生まれ変わった日本を評価するという歴史観が根底にあるように読める。そうでないにしても、戦前部分について、「反省とお詫び」をするに際し、日本近代史全体に対してなのか、時期的に限定されているのか、必ずしも明確ではない。

それに対して、構想懇談会報告書は1931年の満洲事変を転換点として明示し、安倍談話もそれに即している。それは、日本近代全体を否定的に捉えるのではなく、1931年の満洲事変までは世界の潮流とともにあったのであり、世界秩序形成への貢献者であったし、必ずしも軌道から外れていたわけではない、ということである。日中関係から見ても、1915年の対華二十一ヶ条要求に際しては単独行動になったが、それ以外については、日清戦争以前は清と対等であり、以後も清と不平等条約を結ぶ列強との間で共同歩調をとった。1920年代の所謂ワシントン体制下でも対英米協調路線が採られていた。また報告書は、満洲事変までの日本は反戦主義や半植民地主義などの世界の潮流に反していなかつたが、満洲事変に至つてそれに反するようになったことを指摘している。そのようにして、戦後の日本の国際社会への貢献や平和主義は必ずしも戦後に初めて生まれたのではなく、戦前にその淵源がある、あるいは継続していると見ることができる、というのが報告書の観点であった。

このような歴史叙述は必ずしも画期的というわけでも、新しいというわけでもない。どの高等学校の歴史教科書をひもといて

も、たとえば民主主義について、それが戦後にはじめて花開いたものではなく、大正デモクラシーや自由民権運動など戦前にも歴史があったとしている。それが1920年代後半あたりから次第に崩れていった、とされるのが通常である。

しかしながら、このような歴史観は、1910年に併合された韓国では受け入れがたいだろうし、1920年代も日本の対中経済侵略がおこなわれたと見る中国でも批判的に受け止められるだろう。だが、興味深いことに、報告書や談話が公表されてから、日本のメディアなどでは、1931年という転換点の時期設定については議論があつても、この「20世紀の100年」という時間軸で述べられた、戦前・戦後の切り分けに対する問題提起については殆ど触れられることはなかったように思う。

■「戦後70年」という時間軸

21世紀構想懇談会はその議論の重点を戦後に置いていた。全体の六回の会合のうち、最初の会合を除けば、歴史一回、戦後三回、21世紀一回という時間配分であった。その戦後70年のキーワードは、まずは和解であり、次いで平和主義、そして国際経済レジームをはじめとする国際秩序への参画、貢献であった。

「和解」については、まさに戦争への反省を踏まえ、新しい平和的な関係を交戦国や新独立国と築くために必要な行為である。1931年から1945年の間に「国策を誤った」こと、それによって交戦国や周辺諸国に対して、あるいは長期に亘って植民地支配をおこなった地域に対し、外交面だけで無く、社会の面でも相互に歩み寄りながら、過去への反省や謝罪を踏まえて、現在を確認し、未来に向かう試みが、和解である。懇談会では、日米、日欧、日中、日韓、日・東南アジアなど、交戦国や植民地支配、占領統治をおこなった国・地域との間でいかに和解がなしとげられてきたか、そこにどのような課題が残され、今後何をおこなうべきかといったことが議論された。

この和解という観点が村山談話や小泉談話になかったわけではない。1994年の村山談話や平和友好交流事業などは和解を重視したものだった。だが、21世紀構想懇談会の報告書が和解を重要な論点としてあげ、戦争や植民地支配への反省や謝罪だけでなく、戦後の70年における和解のプロセスを指摘し、それを踏まえた上でそこでの課題と今後すべきことを提示したことは重要だろう。これは戦争や植民地支配の当事者が次第に高齢化し、戦後世代が国民の大半を占めるようになる中で、いかに過去と向き合うのか、何を何のために反省し、未来に向かうのかということを考える点で重要な議論であると思われる。歴史とともに和解に重点をおき、そこに21世紀に向かう上での立脚点をおいたこと、それが懇談会報告書や談話の一つの特徴だった。

筆者の担当した日中関係の部分でも同様だった。日中間では、冷戦下での中国承認問題などを背景に、軍民二元論に基づいて日中友好や以徳報怨などが重要な語句として和解の基礎となった時代を経て、ODAをはじめとする経済関係が歴史とともに和解のひとつの基盤となる時代が1980年代に到来した。その後、中国社会の変容に伴い司法の場が和解の場として機能したり、個人レベルでの和解も一定の限度で進みながらも、21世紀には和解が困難に直面していることを懇談会で指摘した。また、国交正常化以前に日本で和解へ向けての議論が深まつたり、1990年代に日本政府が戦争問題の「解決」に向けて動いたときに中国側との間で双方向性が築けなかつたことや、2007年に温家宝総理が国会演説で日本の歴史への取り組みを高く評価したときには日本がそれに応じられなかつたことなど、和解に向けての試みに行き違いがあつたことも指摘した。

和解のほかにも、懇談会では平和主義や戦後秩序への貢献も重視された。これらは、戦後日本の対内外政策の基調として強調してしかるべきであろうし、日中関係でも平和条約が締結され、また中国を国際経済秩序に導くことに日本は熱心だった。だが、安保法制やTPPが政策課題になる中で、それぞれに歴史的な理由付け、歴史的背景としての説明を与えるという側面が政権側にはあったのかもしれない。この点は、次第に明らかにされるであろう。

■「21世紀」という時間軸

和解に重点を置き、平和主義や、国際社会との協調、貢献などを強調する戦後70年の叙述を踏まえて展開されたのが「21世紀」という時間軸の議論だった。報告書の最後に記された、今後おこなうべきことについての諸提案は、歴史のみならず戦後の和解の不十分を補うべく、あるいはこれまで日本がおこなってきたことを継続しておこなうべきだという意味で列記されたものである。つまり、21世紀という時間軸については、歴史をふまえつつも、戦後70年においてしてきたことの継続、そしてそこでの問題の克服、さらには21世紀的な新たな課題への対応、といったことが重視されている。

筆者は近現代史教育への重視とともに、歴史共同研究、そして日本側からの歴史資料の公開、とりわけ戦後部分の資料のアジア歴史資料センターでの公開を特に重視した。そうすることで20世紀と戦後70年という時間軸を踏まえた21世紀が構想できると考えている。

*1 審議の過程や報告書は既にウェブ上で公開されている([2015年10月20日アクセス]、https://www.kantei.go.jp/singi/21c_koso/pdf/report.pdf、https://www.kantei.go.jp/singi/21c_koso/)。また、21世紀構想懇談会編『戦後70年談話の論点』(日本経済新聞出版社、2015年)として公刊されている。

政策研究

不安の高まる 中国経済の現状と 展望

主任研究員

北浦修敏

今年の6月から8月にかけての中国株式市場の暴落と国際的な金融・資本市場の混乱に伴い、中国経済に関する悲観論が高まっている。また、中国政府の公表する成長率に疑いの目が向けられている。本稿は、中国経済の現状と展望に関して、海外のマクロ・エコノミストの論調を踏まえて、筆者の見解を整理したものである。詳細は、世界平和研究所・研究レポート「中国株式市場の暴落から始まった今夏の金融・資本市場の混乱と今後の中国経済の見通しについて」を参照されたい。

■中国経済が抱える3つの課題

まず、中国経済に関して理解しなければならないことは、中国経済が3つの課題を抱えていることである。第1に、90年代以降の新興市場国の急速なキャッチアップのデータを前提にしても、中国経済は、人口の減少に加えて、中進国の一人当たり所得水準に到達したことから、キャッチアップのペースが減速し、今後2030年までの成長率は5%から6%程度となるとOECDやIMFは見込んでいる。さらに、サマーズ・ハーバード大学教授は、より長期かつ広範な世界経済のデータを下に分析すると、中国経済の平均成長率はせいぜい4%程度、場合によっては世界の平均的な成長率2%程度まで屈折してもおかしくないとする。このように、中国の潜在成長率の減速は避けがたいと考えられている。

第2に、世界金融危機後に地方政府が主にオフバランスで資金を調達して工業団地、道路、鉄道、住宅等の建設投資を推進し、これに民間が追随する形で、中国経済はGDP比でみて30%から50%程度の過剰債務を抱えているとみられる。過剰債務は償却する必要がある。

第3に、現在の中国の投資のGDP比は46%であるが、これは10%の成長を続ける経済にとっても過大である。過剰投資は、需要を伴わない無駄な生産能力を増加させることで、経済の持続可能

性を損なう。このため、構造改革により出来るだけ早く投資のGDP比を35%程度まで低下させ、消費の割合を高める必要があるが、このリバランスは中国経済の失速を招く可能性が指摘されている。

このように、中国経済は、そもそも潜在成長率が低下している上で、過剰債務の償却とリバランス（消費主導の経済モデルへの転換）という難しい難問を抱え、それに対処することで経済成長へ下押し圧力がかかっている。

■今年の夏の市場の混乱の3つの背景

一方で、今夏の市場の混乱は、中国経済の減速の懸念の中で、世界経済が抱える3つの歪みが顕在化し、その部分的な修正・調整が行われたことによるものである。それは、①昨年から150%も上昇した中国株式市場の株価の必然的な調整、②先進国の金融緩和により生じた金融・資本市場の歪みの部分的な修正、③中国経済の構造変化・輸入の低迷が一時的なものでないことが明らかとなり、新興市場国（特に資源輸出国）の過剰投資・過剰債務の解消が必要となったこと、の3点である。

中国の株価の高騰は、経済状況の改善ではなく中国政府の政策運営の誤りによるものと考えられるが、現在の株価はピーク時より4割程度下落し、1年半前よりは約60%高く、株価収益率は過去の平均的な水準より15%程度高い水準となっている。2点目の金融・資本市場の歪みは、昨年よりIMFやBISから警告を受けてきたが、今年に入りさらに世界の株価は上昇し、今夏の調整の結果、米国の株価収益率は過去の平均的な水準より25%程度高い水準（昨年夏と同水準）で推移している。3点目の新興市場国との過剰投資・過剰債務の問題は、一次産品輸出国やエネルギー関連企業が中国経済の半恒久的な成長を期待して資源開発を進めてきたところ、中国経済の構造変化に伴い、中国の輸入が伸びなくなったことで顕在化した。新興市場国の過剰債務は、先進国の金融緩和の下での投資家の利回り追及の結果であり、低利のドル建債務として調達してきた。今夏の市場の混乱は新興市場国からの資金流出を発生させ、新興市場国の債券利回りは欧米のジャンク債とともに100BP以上上昇し、ドル高と相まって新興市場国の資金調達は厳しくなってきている。

■中国経済と世界経済の見通し

現在の中国経済は危機ではない。中国の統計に対する信頼は揺らいでいるが、消費を中心に少なくとも4%から5%の成長は続いているとみられる。また、必要であれば景気を浮揚するための財政・金融政策の余地は十分に残されている。外貨準備が潤沢であることや資本取引を制限していることから、一部で心配されている資本逃避も深刻なものではない。また、世界最大級の貿易黒字国、純債権国であることから、仮に変動相場制に移行したとしても、人民元はしかるべき水準に落ち着くであろう。

ただし、中国の輸入はもはや大幅に伸びないことが明らかになり、IMFは一次產品価格や新興市場国経済の調整局面は複数年続くとみている。IMFは欧米の先進国経済は底堅さを示しているが、世界経済の低成長は2016年も続くとする。とはいえ、新興市場国も経済運営や為替政策に関して過去の危機から学習しており、資本流出は海外からの融資残高の1割程度にとどまっているなど、輸出依存度の高い中国経済がハードランディングでもしない限りは、新興市場国の総崩れにならないと考えている。

一方で、中国経済は、中期的に厳しい政策運営を迫られる。GDPの46%を占める投資は経済上のバランスから持続可能ではなく、いずれ収益性の観点から行き詰る。最低GDP比で10%程度投資の水準を落とす必要があると考えられるが、過剰債務の償却を続けながら、消費をGDP比で10%も伸ばすことは容易ではない。IMFは中期的な中国経済のハードランディングの可能性を10%から30%、Financial Times誌のMartin Wolf氏は4割程度とみている。

こうした見解は妥当であるが、筆者は、仮に中期的な混乱があったとしても、中国の民間企業の活力・創造力（中国の過去の成長を支えた立役者であり、都市労働者の8割を雇用）、人的資源の高さ（世界の大卒の2割、米国への留学生数40万人等）、一人当たり所得の伸び代の大きさ等から、長期的な中国経済のキャッチアップの進展に楽観的である。人口の減少に直面しても、今後15年間少なくとも4%の成長は続けるとみている。

■優先して取り組むべき政策対応

最後に、世界経済の安定に向けて、中国政府がハードランディングを避けるために必要な政策対応について考えてみたい。

第1に、過剰債務の償却を積極的に進めることである。金融機関の過剰債務の処理を遅らせると、経済における資金配分の効率性を歪めて、長期的な経済の停滞につながりかねない。中国政府は、地方政府の債務の多くを商業的に見合うとの見解を示しているが、国有企業や不動産・建設関連企業に関して銀行の資産査定を厳格化し、金融機関の健全化と過剰債務の償却を進める必要がある。過去においては、名目経済成長率が高く、かつ銀行預金が低利であったことから、不良債権の償却は容易であった。しかしながら、名目成長率が低下しており、また、金利の自由化の進展や理財商品等の拡大に伴い、これまでのようなファイナンシャルリプレッションは困難である。

第2に、リバランスマネジメント（消費の拡大、サービス化の推進）に向けて成長モデルの転換を迅速に進めることである。国有企业改革、社会保障改革、税制改革、戸籍改革、都市化政策、農村の生産性向上等、世界銀行やIMFが指摘してきた政策である。経済の持続可能性を維持するには、投資のGDP比を35%程度に引き下げることが不可欠であり、財政政策・金融政策のバッファーにも限りがあるこ

とから、リバランスマネジメントに向けて迅速に構造改革を進める必要がある。

第3に、消費主導の経済モデルに移行するまでの間は、景気の減速に対して、主に税金で償還することを前提とした公債によるインフラ投資を活用することである。インフラ投資に商業的なリターンを期待すると、料金が高くなり、経済の活性化につながらない。収益性を全く無視することはできないが、消費を伸ばす構造改革の成果が出るまでの間は、ある程度公的債務の拡大を覚悟して、経済をソフトランディングさせるように努める必要がある。

第4に、適切な金融・資本市場の改革である。米国の金融市場関係者は、投資活動の実利につながる金融・資本市場の開放（特に資本取引の自由化）を求めている。金融・資本市場の自由化は、中国政府にとって複雑な利害調整を必要としない。中国政府は、国家の威信を高めるための人民元の国際化を急ぎすぎているように見える。しかしながら、本来金融・資本市場の効率化を図るために優先的に取り組むべきことは、政府による国有銀行を仲介役とした国有企業に対する暗黙の保証を断ち切ること、国有銀行を分割・民営化して間接金融市場に一層の競争を導入することである。また、変動相場制への移行は、中国政府の経済運営の柔軟性を高める上で大切である。資本取引の自由化はこれらの後に進めるべきであろう。

第5に、デフレを回避することである。地方政府や不動産・建設関連企業を中心にバランスシートは痛んでおり、卸売物価は5%を超える下落を示している。企業の債務負担を和らげ、労働市場の調整能力を維持するために、プラスのインフレ率は重要な役割を果たすことに留意すべきである。

第6に、労働市場の調整能力を高めることである。構造改革の成果が迅速に実を結ぶには労働市場の調整能力の向上が不可欠である。教育、訓練、セーフティネットの充実が期待される。

これらの政策は非常に困難なものであるが、中国経済は市場為替レートベースでも世界経済の13%を占めるに至っており、中国経済のスムーズな4%から6%程度の安定成長への移行は世界経済にとって極めて重要な意味を持つ。今回の調整で悩ましい点は、改革が順調に進んでも停滞しても、輸入が減少することである。中国が消費主導の成長モデルに移行することは、国内の商品やサービスへの需要を高めて、海外からの商品や資源への需要（輸入）を低下させることが指摘されている。一次產品輸出国の低迷、中国関連企業や金融業者の業績の悪化は、統計への信頼性の低下と相まって、市場の不安を煽り、その結果、当面市場は不安定な動きを続けるとみられる。こうした中で、IMFや先進国政府は、中国のハードランディングへの備えを怠らずに、冷静に市場の動向をモニタリングしながら、各々が抱える経済危機の後遺症や構造問題を克服し、内需主導の成長経路を確立するよう努める必要がある。

政策研究

イノベーションの法則と戦略(続)

主任研究員

雨宮寛二

1.イノベーションはどのようなきっかけで生み出されるのか

そもそもイノベーションはどのようなきっかけで生み出されるのであろうか。概してイノベーションは、「技術」や「市場」もしくは「需要」が誘因となって誕生する。前者は「技術圧力型(テクノロジー・プッシュ)」、後者は「市場牽引型(マーケット・プル)」または「需要牽引型(デイマンド・プル)」として知られている。

「技術圧力型」は、科学的発見による新しい技術もしくは漸進的な技術の進歩が、新たな製品やサービスの開発を刺激し、新市場の形成や潜在需要の開拓を促すといった技術ありきの考え方である。技術面における可能性を追求しようとする好奇心や技術的な限界を突破しようとする探求心こそが、その原動力となる。

セイコーエプソンの高精細IJプリンタ(Ink Jet Printer:インクジェットプリンタ)も、こうした科学者や技術者の好奇心や探求心が原動力となって開発された製品である。セイコーエプソンは積層型ピエゾ素子の活用により、従来型の10分の1程度の大きさでありながら、少ない電圧で微量のインク滴でも真っ直ぐに吐き出すことができるマッハ(MACH)印字ヘッドの実現に成功した。このピエゾ式IJ技術の開発をセイコーエプソンは1970年代から取り組んできたが、ダウンサイ징が難しく、おまけにコストが高いという難題を抱えていた。しかし、セイコーエプソンの技術者は、オランダのフィリップスが所有していたMLP(Multi Layer Piezo:積層ピエゾ)の技術をヒントに、MLPを用いた印字ヘッドの開発を試みた。彼らは、MLPの完成度を徐々に高めながら、遂にはさまざまな課題を克服しMLPヘッドを搭載したプリンタの製品化にこぎつける。こうして、1993年に発売したのがピエゾ方式の

IJプリンタであった。MACHヘッドの名称で、セイコーエプソン初のコンシューマ向け製品として市場に投入された。発売後も改良や改善を重ね、高精細フルカラー化やさらなるコストダウンの実現を図ることでシェアを伸ばし、それまでプリンタ市場を席巻していたバブルジェット方式を抑え、キヤノンからトップシェアを奪還することに成功した。このような成功の背景には、まさに技術者による技術開発の可能性を追求しようとする好奇心や、技術的な限界を突破しようとする探求心があった。

一方、「市場(需要)牽引型」はイノベーションの誕生を促す誘因を市場(需要)と捉え、市場ありきを前提とした考え方である。すなわち、市場主導型のイノベーション・プロセスとして、人口構成や所得水準の上昇など、市場における何らかの変化が新製品やサービスの創出を促すという考え方である。また、需要による研究開発が触発されるケースとして市場ニーズを探し出し、そうしたニーズを満たし実現したりする製品やサービスの新たなる開発を促すものである。ここでは市場のニーズを識別し、潜在需要をいかに読み取るかが重要なポイントとなることから、マーケティングが果たす役割は極めて大きい。それゆえ、企業のマーケティング力が試されることになる。

2.イノベーションはどのように普及していくのか

イノベーションは普及してこそイノベーションである。普及しなければ、それは単なる発明(invention)や思いつきに過ぎない。それでは、イノベーションの普及とはいかなるもので、どのような意味を持つのであろうか。

普及をイノベーションの一部として捉え、イノベーションの普及には2つの事象が含まれることを示唆したのは、エベレット・ロジャーズである(*Rogers E. M. Diffusion of Innovations*, New York: Free Press, 1983)。ロジャーズが示した事象のひとつは、新たに創出された革新的な製品やサービスを購入する主体、すなわち、個人や組織といった消費者が増えるという意味での普及であり、需要サイドにおける「浸透」としての普及を意味する。もうひとつは、そのような製品やサービスを提供する主体、つまり、競合企業が増えるという意味での普及であり、供給サイドにおける「模倣」や「流出」としての普及を意味する。浸透としての普及は、まさにイノベーションの成功や失敗を決定づけ、また模倣や流出としての普及は、イノベーションから生み出されるマージンの配分を決定づけるものである。

イノベーションが普及していく過程では、イノベーションは社会システムの構成員、すなわち、消費者やサプライヤーなどの間で経時に伝達されていく。そのためイノベーションが普及する過程においては、消費者やサプライヤーなどの社会構成員による伝達が重要な要素となる。このようなイノベーションの普及は、伝達というコミュニケーション過程を通して、社会変動を引き起こす力を持っている。

ロジャーズはイノベーションが普及する到達点として、社会変動に着目した。そもそも社会変動、すなわち社会構造が変動する過程には、3つの連続した段階が存在する。新しいアイディアが創造され開発される過程、すなわち「発明」の段階、新しいアイディアが社会システムの社会構成員に伝達される過程、すなわち「普及」の段階、さらには、イノベーションの採用または拒否の結果として社会システム内で生じた変動、すなわち「結果」の段階の3つである。社会変動を引き起こす力を持つイノベーションの普及過程において、社会構成員間における伝達が果たす役割は大きいが、ロジャーズは「普及率16%の論理」を提唱して、「アーリーアドプター(Early Adopters: 初期採用者)」による伝達が普及に大きな役割を果たすという意味で極めて重要であることを明らかにしている。

3. 脱成熟化が非連続的イノベーションをもたらす

産業が固定期に入り製品に対する習熟や慣れが出てくると、製品への嗜好や興味の変化、さらには技術的アプローチの新たな発見が起こり、再度流動期に戻るケースがしばしば存在する。アバナシーカラークらが「脱成熟化(de-maturity)」と呼んだ現象である(Abernathy, W. J., K. Clark and A. Kanterow. *Industrial Renaissance: Producing a Competitive Future for America*, New York: Basic Books, 1983)。脱成熟化が起きると固定化された製品や生産の技術は陳腐化するため、イノベーションが再度活発化する。すなわち、脱成熟化が画期的で非連続的なイノベーションを引き起こす要因となる。このように、産業の固定期では追加的小さい変化である連続的イノベーションが数多く起こるが、ある時期に達すると脱成熟化により新たな技術が登場し非連続的なイノベーションが起こる。

ただ、アバナシーカラークのモデルで注意しなければならないのは、彼らが脱成熟化を想定していたのは、変革力マップにおける構築的イノベーションと革命的イノベーションという技術/生産面のみであったため、市場/顧客面の重要性を重視していなかった点である。確かに、蒸気機関車が電気機関車へ、また、真空管が集積回路へと移行したように、新しい技術が旧い技術に取って代わる事例は多い。だが、脱成熟化の対象は新しい技術だけに留まるものではない。産業の成熟化とともに、市場/顧客面においても脱成熟化による非連続的なイノベーションは起こる。

たとえば、携帯電話市場におけるガラパゴス携帯(ガラケー)からスマートホン(スマホ)への移行である。携帯電話市場は、iPhoneが市場に投入される2007年までに、日本や欧米の先進国においては、普及率はほぼ飽和状態に達していた。特に、欧州ではイタリアを筆頭に軒並み普及率が100%を超えていた。既にガラケーで利用できる機能は固定化し、企業は品質向上やコスト改善に傾注していたため、生産性の向上を図るといった漸進的なイノベーションが生まれるのみであった。このような産業の固定期に、まさに脱成熟化としてスマホ市場

は誕生した。新たに創出されたスマホ市場では、ハードウェアキーボードからソフトウェアキーボードへとユーザーインターフェースが大きく移行し、楽曲や映画、電子書籍、ゲームなどのデジタルコンテンツやアプリケーションを自由に楽しめるといった新たな機能が数多く誕生した。だが、このようにスマホが画期的な新しい製品であったとしても、その多くの技術は既存の技術の転用によるものであった。

4. イノベーションは自社のリソースだけでなく

外部のリソースを活用しても生み出せる

従来、企業は自社で優秀な人材を数多く抱えて、自前主義で製品やサービスを開発することが、自社に大きな収入と利益をもたらすものであると考えられてきた。しかし、技術や市場が急速に変化するソフトウェアやハードウェアなどの業界では、こうした自前主義の考え方が必ずしも収益の最大化につながるとは限らない。製品のライフサイクルの短命化やコモディティ化により、企業内に閉じたイノベーションの開発には限界があることから、組織の枠を超えて、外部からも積極的にアイディアや技術などのリソースを募って、価値を創造し獲得することが重要である。このような考えを主張し、自身の理論としてオープンイノベーション(open innovation)を提唱したのが、ヘンリー・チエスブルーである(Henry Chesbrough. *Open Innovation: The New Imperative for Creating And Profiting from Technology*, Boston: Harvard Business School Press, 2006)。

チエスブルーは、オープンイノベーションが「自社のテクノロジーを発展させたいのなら、社内のアイディアとともに社外のアイディアも活用できるしそうすべきだということ、そして市場への進出にも、社内とともに社外を経由したルートを活用すべきだということを想定したパラダイムである」と示唆している。つまり、チエスブルーは、画期的な製品やサービスを新たに生み出し利益を得るために、外部のアイディアや開発力などにも目を向けこれらを活用すべきであり、また、自社の知的財産権を他社に使用させることで新たな市場化への道を開拓すべきであるといふ、いわゆるイノベーションを創造するための新たなパラダイムこそがオープンイノベーションであると論じている。

チエスブルーが指摘するように、オープンイノベーションの根本的な前提是、役に立つ知識が広く分散している点にある。従来に比べより分散的なイノベーション環境において、社外重視の視点が必要とされていることは明らかである。それでは、オープンイノベーションはどの産業にも適用できるのであろうか。この点についてチエスブルーは、先行研究から、オープンイノベーションが特に適しているのは、イノベーションが、価値の創造や獲得において重要な役割を果たすハイテク産業であることを暗示している。このことは、オープンイノベーションの理論を適用できる範囲を示すものであるが、オープンイノベーションというパラダイムの限界を示唆するものもある。

研究所ニュース

WTOフォーラム参加報告

世界貿易機関(WTO)では9月30日～10月2日の三日間、ジュネーブの本部にて同機関の設立20周年を記念する公開フォーラムが開催された。

貿易自由化の中核を担うべく1995年に誕生したWTOだが、今日では世界で260を超える二国間または数カ国間での自由貿易協定(FTA)に表舞台を譲っている。日本も環太平洋パートナーシップ(TPP)をはじめとする大型FTAに通商政策の軸をおいている。

20周年を迎えたWTOがFTA主流の国際貿易体制の問題点に対しいかに対応し、今後の世界貿易の発展に向けた方向性を示すことができるかが注目される中、フォーラムには世界中の政・財・官・学各界の専門家約1,800人が集結した。世界平和研究所からは安田啓研究員が参加した。

冒頭、アゼベトWTO事務局長は、この20年、中国、ロシアなどの加盟によりWTOの加盟国は161カ国に達し、「眞の意味でグローバルな貿易機関となった」と評価した上で、貿易自由化交渉では2001年に立ち上がった「ドーハラウンド」が未だまとまらない現状について「WTOは加盟国主導の組織であり、各の意思の集結が必要だ」と指摘した。

フォーラムは、現在の主要な貿易課題を網羅する約90に上るセッション・分科会にて構成された。全体を通して、二つの大きな課題が改めて浮かび上がった。第一に、各の通商政策がFTAに傾斜する中で、WTOをベースにした多国間貿易交渉の役割。第二に、ビジネスの世界における技術革新や情報通信の発展により、現実のビジネス上の課題が通商政策によって対処できているのかという点である。

第一の課題、多国間貿易交渉の役割については、WTOの意義が過小評価されているのでは、との指摘が多く聞かれた。確かに、近年WTOでは2013年に「貿易円滑化協定」に合意、2015年には「情報技術協定(ITA)」の改正に合意など、重要な成果も達成されている。世界的な貿易課題に対しては、数カ国ではなく、世界全体で取り組むべきであり、その受け皿としてWTOの存在価値は失われていないという点には、参加者のほとんどが認識を共有した。他方、ドーハラウンドの行き詰まりが示すように、全WTO加盟国での合意の難しさ、スピードの遅さ、現代の課題への対応力が問われている。

第二の課題には、ではFTAは、WTOを補完すべく今日のビジネス上の課題に対

応できているのか、という疑問が内包されている。技術の発展とともに、各国の製品規制・規格・環境規制などの複雑化が進み、貿易促進の観点からは、国ごと規制の差異を緩和することが望ましい。また、電子商取引の拡大によって、従来の貿易の流れ(バリューチェーン)が劇的に変化している。FTAでもこれら課題への対処を掲げるが、「21世紀型」FTAを看板にしたTPPでさえ、規制の問題に関するルールづくりは限定的な内容にとどまり、現在進む米国とEUのFTA交渉でも規制問題に対する両者のアプローチの違いから交渉は難航を極めている。また、合意が成立しても、FTA間のルールの違いそのものが、新たな貿易障壁を形成する懸念もぬぐえない。

世界に突き付けられている課題は、FTAでさえビジネスの流れに政策がついでいけない、対処しきれていない、という現実である。例えば、規制問題の関連ではフォーラムの分科会では、公的な規制の差異だけでなく、民間団体によって作られる「プライベート・スタンダード」が貿易に与える影響について議論された。ウォルマートやスター・バッックが独自に定める製品基準に代表され、基準を満たさない商品は貿易機会を失う。大手企業の基準は一社だけでなく、業界全体に影響が及ぶことも問題だ。プライベート・スタンダードは国家間の問題ではないため、通商交渉の議題にすらならない。民間ビジネスの影響力は、公的規制の制御できない領域に及んでいるのである。

10年前、WTO設立10周年の際は、貿易交渉の場としてWTOからFTAへのシフトが進む懸念が示され、それはこの10年で現実となった。しかし今日、WTOかFTAか、という「場」の議論はもはや時流に沿っておらず、通商政策のあり方そのものが



問われているというのが参加を通じて持った強い印象である。

- 【人 事】** ●清水秀昭氏 日本銀行より着任、主任研究員に就任(9月1日付)。 ●松本太主任研究員 出向元の外務省に転出(9月30日付)。
●坂下修氏 外務省より着任、主任研究員に就任(10月1日付)。

研究所会議テーマ一覧

- ◆ 人工知能(AI)と第4次産業革命(大変革時代) 小堀深三(特任研究顧問)
 - ◆ 20世紀の、そして戦後70年の日中関係 川島 真(上席研究員)
 - ◆ 救出作戦は無意味か?歴史的事例から見た救出作戦の成功例と失敗例 由井暁生(研修員)
 - ◆ 「従軍慰安婦問題」をいかにして解決・収束させるか? 井出智明(主任研究員)
 - ◆ 米国の海洋戦略の変遷と日米同盟 松崎みゆき(主任研究員)
 - ◆ 南シナ海問題 松本 太(主任研究員)
 - ◆ 緊迫化するサイバー安全保障 現状と課題 大澤 淳(客員研究員)
 - ◆ イノベーションの法則と戦略Ⅱ 雨宮寛二(主任研究員)
 - ◆ 日本再興に必要なマインドセット 遠藤業鏡(主任研究員)
 - ◆ 中国経済の動向と国際的な金融・資本市場の混乱—中国経済のマクロ経済分析(2)— 北浦修敏(主任研究員)
- ※詳細はホームページをご参照ください。 <http://www.iips.org/research/index.html>



第12回中曾根康弘賞 募集のお知らせ

募集期間 平成27年7月6日～平成28年1月31日
詳しくは、ホームページ <http://www.iips.org>をご参照ください。
多数のご応募をお待ちしております。